

〈要約〉

高齢者ドライバーに関する問題

Problem about senior citizen drivers

秋 山 義 継
Yoshitsugu Akiyama

2015年6月に道路交通法が改正され、高齢ドライバーが免許更新時の検査で認知症の恐れがあると判断された場合は、必ず医師の検査を受けるように義務づけられるようになった。そこで、医師から認知症と診断されると運転免許は失効される。ただし、この規定の施行は公布から2年以内とされ、時期はまだ決まっていない。認知症の高齢ドライバーが高速道路を逆走したり、事故を起こしたりするケースが日々報道されている。

高齢者ドライバーの自主免許返納を期待するが、これは大変難しいことである。車を乗り回す認知症の高齢ドライバーをどうやって治療したり、免許返納に結び付けていったらいいのか。もちろん法律で規制することも重要であるが、まず自分自身や家族が「おかしい」と早めに気づくことが交通事故を未然に防ぐ第一歩である。

自主返納を進めるにあたり、あきらかに安全運転を確保できる判断能力や運転技能が認められない場合には、運転免許更新を認めないとする規制も必要になる。免許更新が難しいとなれば自主返納が進むことになるであろう。

免許返納した高齢ドライバーは車を利用する利便性は失うので、国や地方自治体は責任を持って、日常の生活に支障のないように公共交通機関等を含めた社会的なインフラ整備に当たらねばならない。